

令和5年 入所のしおり

I.学童保育クラブについて・・・P1

(内容) 運営主体、運営方針、対象児童、開所時間、閉所日

II.利用申請について・・・・・・・・P2、3

(内容) 申請受付時期・場所、申請書類

申請に関する注意事項

III.クラブの利用について・・・・・・・・P4～8

(内容) 保護者負担金、保育料口座振替

休止・退所・辞退

暴風警報発令時の対応、感染症の対応

学童保育クラブ一覧、特別な支援について

夏休み期間中の昼食提供について

別添・・・P9～10

社会福祉法人 石井町社会福祉協議会

《このしおりは1年間、保管してください》

I. 学童保育クラブについて

学童保育クラブ（以下「クラブ」という。）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供することで、その健全な育成を図るとともに、学校や地域との連携を図りながら、家庭の子育て支援もおこなっています。

■ 運営主体

平成 29 年度から、委託受託者である「社会福祉法人 石井町社会福祉協議会」が全てのクラブの事務を行っています。

■ 運営方針

石井町における昼間保護者のいない家庭の小学校に就学する児童の余暇における保護育成に資するため、地域住民の積極的な協力を得て遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき学童保育クラブを設置し、その育成を図ります。

■ 対象児童

町内の小学校に就学しており、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童
*新 1 年生も 4 月 1 日から対象。

■ 開所時間

開 所 日	開 所 時 間
平日（授業日）	12 時 00 分～19 時 00 分 ※2（延長保育有） （早帰りの日は下校時刻に合わせて開所します。）
土曜日	8 時 00 分～16 時 00 分 ※1
代休・長期休業日	8 時 00 分～19 時 00 分 ※2（延長保育有）

○変更がある場合は、ラインネット等で連絡します。

※1、2 については P4 参照

■ 閉所日 （下記の日以外は、開所しています）

- 1 日曜日、国民の祝日及び祝日振替日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- 2 石井町社会福祉協議会が必要と認めた日（クラブにより異なる）

Ⅱ. 利用申請について

- ★ 利用承認期間：4月1日～翌年3月31日
- ★ 毎年度利用申請が必要

■ 申請受付期間・場所・時間

- 1 受付期間 令和4年12月1日（木）～12月15日（木）
- 2 受付場所 利用希望クラブ
- 3 受付時間 平日12時00分～19時00分
- 4 注意事項 ①春・夏・冬休みだけ利用する児童も申請が必要です。
②利用可否の通知は、令和5年1月下旬ごろの予定です。

■ 申請書類

- 1 入所申込書、児童票・・・利用児童1人につき1部必要
注意事項) お子さまにアレルギー、持病、障がいなどがありましたら、詳しく内容を記入してください。
- 2 就労証明書又は申立書・・・各家庭につき1部必要（保護者1人につき1通）
申請理由によって、就労証明書か申立書のどちらかを提出してください。

申請理由	申請書の種類	備考
就労 自営業(有限・株式の場合)	就労証明書	本社が県外の場合は、お勤めの支所、営業所の証明でも可
農業、自営業、内職 同居家族の介護・看護 自身の体調不良・心身障害 通学のため その他	申立書	申立書裏面の保育を必要とする事由と証明書類を申立書と一緒に提出してください。 「介護・看護状況申告書」「疾病状況申告書」は各クラブにあります。
求職活動中	申立書 求職活動申告書	「求職活動申告書」はクラブにあります。 利用承認期間は3か月です。

■ 申請に関する注意事項

- 1 利用の可否は、提出された書類を審査のうえ決定します。結果は、1月下旬ごろ、申請者に通知します。
※希望者数が多い場合は、人数を調整させていただきますのでご了承ください。
- 2 以下の場合、クラブの利用を承認しない、または取り消すことがあります。
 - ア 対象児童に該当しないとき
 - イ 提出書類に不備・不正があったとき
 - ウ クラブ保育料等を3ヶ月以上滞納したとき
 - エ 既定の休止期間を超えるととき P.5 参照
 - オ 求職活動期間が3カ月を超えるととき
 - カ クラブの定員を超えるととき
 - キ 児童の行為がクラブの管理及び運営上支障があると認められるとき
- 3 入所申込の内容（申請理由、住所、連絡先等）に変更があった場合は、学童保育利用申請変更届を提出してください。（用紙は学童にあります）
*申請理由が変わった場合は、就労証明書等の再提出をお願いします。
- 4 通年利用とは……………学童開所日に利用する。
長期休業日利用とは…春休み・夏休み・冬休みのみ利用する。
新1年生に限り、4月の始業式の日を利用できる。
- 5 申立書には居住地の民生委員の方の証明が必要です。
民生委員がどなたか不明な場合は、石井町役場福祉生活課にお問い合わせください。（電話：088-674-1116）
- 6 **利用決定後の辞退について**
辞退届を2月末までに提出してください
辞退が3月になると、スポーツ保険料を集金します。
- 7 **年度途中での利用方法の変更はできません。**
(通年利用から長期利用への変更や長期利用から通年利用への変更など)
※入院等やむを得ない事情を除く

Ⅲ. クラブの利用について

■ 保護者負担金

クラブの運営費は、石井町からの委託料と保護者の保育料等でまかなわれています。利用するにあたって、以下の集金をします。

- 1 年会費 **3,000 円** (毎年4月に集金します)
- 2 保険料 **800 円程度** (2月末に来年度の金額が決定します)
スポーツ保険に全員加入します。
- 3 保育料・おやつ代 (利用日数に関わらず、1カ月単位で集金)

1～3年生 (兄弟姉妹の場合、下のお子様は1人目になります)				4～6年生	
月額	1人目	2人目	3人目		
集金額	8,500 円	7,000 円	6,000 円	5,000 円	
内 訳	保育料	7,200 円	5,700 円	4,700 円	3,700 円
	おやつ代	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円

- 注意事項) ①兄弟姉妹の利用料減額は、同時利用のみ適用です。
②保育料等は、入所児童数や、施設の状況等により変わることがあります。
③長期休業日利用児童の保育料は別添1に記載しています。
④利用開始月が7月もしくは8月からの保育料は別添2に記載しています。

4 その他の集金

ア 土曜日利用料 1日100円 (教材費35円、おやつ代65円)

イ 行事代、昼食代などの必要経費

ウ 延長開所時間の保育料は30分500円

*7時30分から8時00分と19時00分から19時30分は延長開所時間とする。

*土曜日保育の開所時間前保育はできません。

早朝保育を申し込まれていない方の利用時間は**8時00分**からです。

8時00分前に学童保育クラブ玄関付近で、児童がひとりで待つことの無いようお願いいたします。

■ 保育料等口座振替

1 集金方法：口座振替

指定金融機関 阿波銀行、ゆうちょ銀行

*利用承認決定通知時に口座振替依頼書を同封します。

はじめて利用されるご家庭は、2月末までに指定金融機関どちらかの窓口で手続きをしてください。

2 振替日：利用する月の15日

*引き落とし日が土・日・祝日の場合は翌営業日

3 指定日に振替ができなかった場合

阿波銀行・・・振込（手数料は保護者負担）

ゆうちょ銀行・・・月末に再振替

■ 休止・退所届、各保育申込書

・提出書類：「退所・休止届」

「土曜保育申込書」「早朝保育申込書」「延長保育申込書」

・提出期限：休止・退所届

通年利用 前月1日～10日まで

(通年利用の休止は原則、年間3か月です。休止届は1ヵ月ごとに提出してください)

長期利用 4月春休み：前年度3月1日～10日まで

夏 休 み：7月1日～10日まで

冬 休 み：12月1日～10日まで

3月春休み：3月1日～10日まで

※長期利用の休止は年間1回までです。

早朝・延長・土曜保育申込書・・・前月25日まで

・提出先：各クラブ

・注意事項 ①通年利用から長期利用への変更や長期利用から通年利用への変更はできません。(入院等やむを得ない事情を除く)

②期限(期間)内に休止届・退所届の提出がない場合は、規定の保育料等を原則、集金します。返金はありません。

5 石井町放課後児童クラブ利用料軽減事業について

※申請書類は入所決定通知に同封します。

☆次の条件①又は②のどちらかに該当する場合は、保育料が軽減となります。

入所金、おやつ代やその他の実費は対象外です。

区 分	保育料
① 生活保護受給世帯の児童	無料
② 市町村民税非課税世帯(※1) かつ、次の項目のいずれかに該当する。	
・ひとり親世帯	2分の1の軽減
・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害手帳の交付を受けた者が属する世帯	
・療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者が属する世帯	
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯	
・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童が属する世帯	
・国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金の受給者が属する世帯	
・学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による援助を受けている者が属する世帯	

※1 この事業は、石井町放課後児童クラブ利用料軽減事業実施要綱第5条に基づき、各年度の4月1日時点で、市町村民税非課税世帯かどうかを確認します。

令和5年4月1日時点は、令和4年度課税を確認することになります。

（令和4年度課税：令和3年の1月～12月の所得を根拠に課税されます。）

注意！！令和5年度課税は、令和5年6月頃でなければ反映されません。

■ 暴風警報発令時の対応

		藍畑、浦庄	石井、高川原、高原
登校中の下校	発令前下校	学校に準ずる	○ 下校時～18時
	発令後下校		
臨時休校（早朝、延長保育無）		高原学童を利用	○ 8時～18時 (土曜日 8時～16時)
1日保育 (早朝、延長保育無)	午前6時30分までに発令	8時～18時 (土曜日 8時～16時)	
	保育途中で発令	○ ～18時 (土曜日～16時)	

注意事項) ①児童の安全のため、できるだけご家庭での保育をお願いします。

②台風の大きさや被害状況によっては閉所します。

③変更がある場合は、その都度ラインネット等で連絡します。

■ インフルエンザ等感染症にかかったときの対応

以下のときは利用できません

○本人が感染している場合

○本人が「学級閉鎖」「学年閉鎖」「学校閉鎖」の対象となった場合

注意事項) ①利用停止期間は、学校に準じます。・・別添3参照

②必ず、医師の判断に従ってください。

■ 特別な支援について

特別な支援を必要とする児童は、家庭・学校と連携し、適切な支援をします。

■ 送迎について

児童の安全のため、学童まで保護者が送迎をしてください。

■夏休み期間中の昼食提供について

夏休み期間中、全学童保育クラブにおいて、給食センターで調理した昼食を提供します。

1 昼食提供期間

昼食の提供は夏休み期間中です。ただし、次の期間は給食センターのメンテナンス等により昼食提供できません。

- ・お盆の週
- ・終業式後 2 日間
- ・始業式前 2 日間
- ・土曜日、日曜日、祝祭日

提供できない日は、お弁当が必要です。

※台風の場合でも昼食の提供は行います。

事前に献立表をお渡しします。必ず、提供日を確認してください。

2 申 込 時 期

申込み時期(6月頃)が近づいてきたら、学童昼食申込書等を配布します。

3 昼 食 料 金

- ・1食あたり 220 円程度ですが、申込みは期間での申込みとなるため、日割りはできません。(期間は、申込時期に配布する学童昼食申込書等で御確認ください。)
- ・事前申込みかつ前払いとなるため、欠席等による返金は原則できません。
- ・昼食提供は台風の場合でも行うため、台風で欠席した場合の返金はできません。

4 注 意 事 項

- ・アレルギー対応はできません。
- ・昼食を申込みされた方には、アレルギー対象食品使用献立一覧表を配布します。
- ・準備物は各学童で異なるため、各学童で確認してください。

別添 1・・・長期休業日のみ利用する児童の保育料等

		1人目	2人目	3人目	集金月	
春休み 4月分		集金額	3,500円	3,000円	2,500円	4月
	内訳	保育料 おやつ代	3,200円 300円	2,700円 300円	2,200円 300円	
夏休み		集金額	20,000円	16,000円	14,000円	8月
	内訳	保育料 おやつ代	18,300円 1,700円	14,300円 1,700円	12,300円 1,700円	
冬休み		集金額	3,500円	3,000円	2,500円	1月
	内訳	保育料 おやつ代	3,200円 300円	2,700円 300円	2,200円 300円	
春休み 3月分		集金額	3,500円	3,000円	2,500円	翌年度 4月
	内訳	保育料 おやつ代	3,200円 300円	2,700円 300円	2,200円 300円	

*弟妹が通年利用をしているときは、2人目、3人目になります。

別添2 7月もしくは8月から翌年3月まで利用を開始される児童の保育料

		1～3年生			4～6年生		
		1人目	2人目	3人目	1人目	2人目	3人目
7月		8,500円	7,000円	6,000円	5,000円		
内訳	保育料	7,200円	5,700円	4,700円	3,700円		
	おやつ代	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円		
8月		20,000円	16,000円	14,000円	20,000円	16,000円	14,000円
内訳	保育料	18,700円	14,700円	12,700円	18,700円	14,700円	12,700円
	おやつ代	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
9月		1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
内訳	保育料	—	—	—	—	—	—
	おやつ代	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
10月		4,200円	3,700円	2,700円	1,300円	1,300円	1,300円
内訳	保育料	2,900円	2,400円	1,400円	—	—	—
	おやつ代	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
11月		8,500円	7,000円	6,000円	1,300円	1,400円	1,300円
内訳	保育料	7,200円	5,700円	4,700円	—	100円	—
	おやつ代	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
12月		8,500円	7,000円	6,000円	1,300円	5,000円	5,000円
内訳	保育料	7,200円	5,700円	4,700円	—	3,700円	3,700円
	おやつ代	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
1月		8,500円	7,000円	6,000円	4,800円	5,000円	5,000円
内訳	保育料	7,200円	5,700円	4,700円	3,500円	3,700円	3,700円
	おやつ代	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
2月・3月		8,500円	7,000円	6,000円	5,000円	5,000円	5,000円
内訳	保育料	7,200円	5,700円	4,700円	3,700円	3,700円	3,700円
	おやつ代	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円

注意事項) 調整終了前に休止・退所された場合の返金はありません。

別添 3・・主な感染症と出席停止の基準

感染症名	主な潜伏期間	主な感染経路	登校基準
インフルエンザ	1-4日	飛沫感染	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過した後
百日咳	7-10日	飛沫感染	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了した後。
麻疹（はしか）	8-12日	空気感染 接触感染	解熱後3日経過した後
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	16-18日	飛沫感染	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となった後
風疹	16-18日	飛沫感染	発疹の消失後
水痘 （水ぼうそう）	14-16日	空気感染 接触感染	すべての発疹が痂皮化した後
咽頭結膜熱 （プール熱）	2-14日	飛沫感染 接触感染	主要症状が消失して2日経過後
溶連菌感染症	2-5日	飛沫感染	適切な抗菌薬による治療開始後24時間以降
手足口病	3-6日	経口感染 飛沫感染	症状が回復した後 （医師の判断に従う）
ヘルパンギーナ	3-6日	経口感染 飛沫感染	症状が回復した後 （医師の判断に従う）
伝染性紅斑 （リンゴ病）	4-14日	飛沫感染	症状が回復した後 （医師の判断に従う）
ロタウイルス感染症	1-3日	経口感染	下痢・嘔吐が消失した後
ノロウイルス感染症	12時間 -48時間	経口感染	下痢・嘔吐が消失した後
マイコプラズマ感染症	2-3週間	飛沫感染	症状が回復した後 （医師の判断に従う）

※新型コロナウイルス感染症については関係機関と連携しての対応となります。

学童保育クラブ一覧表

クラブ名	所在地	電話番号 (FAX 番号も同じ)
石井学童にこにこクラブ 第1、第2、第3	石井町石井字石井 1214-5	088-674-1910
浦庄ともだちクラブ	石井町浦庄字下浦 475 浦庄小学校 1階教室	088-674-8656
高原学童キッズクラブ	石井町高原字東高原 252-1	088-674-9581
藍畑学童保育クラブ	石井町藍畑字東覚円 670 藍畑小学校内 1階教室	088-674-4157
高川原なかよしクラブ 高川原第2 なかよしクラブ	石井町高川原字高川原 1161	088-674-6241

- ・石井町社会福祉協議会 (電話：088-674-0139)
 石井町高川原字高川原 2112-3
 HP : <https://www.ishiicyoshakyo.or.jp/>
 E-mail : kume@ishiicyoshakyo.or.jp(学童)
- ・石井町教育委員会社会教育課(電話:088-674-7505)
 石井町高川原字高川原 121-1